令和７年 10 月 28 日

＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和７年９月 23 日(火)から令和７年 10 月 22 日(水)までの期間において、建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集を行いました。

上記意見募集に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※４の個人・団体から合計５件のご意見等をいただきました。

※お寄せいただきましたご意見は内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
（１）確認申請時の添付図書の整備（建築基準法施行規則第１条の３第１項の表１及び表２関係）		
1	建築基準法第６条の４第１項第３号に掲げる建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）で、同法第86条の７の規定により引き続き適用を受けない規定が確認審査を省略する規定である場合には、同法第86条の７が適用される建築物について添付すべき図書のうち、確認審査を省略する規定に係る図書は提出を要しないと解してかまわないか。	貴見のとおりです。
2	今回の改正により、増築等に係る確認申請時の提出図書に明示すべき事項が見直しとなったが、用途変更に係る確認申請時の提出図書について変更はないという認識でよいか。	貴見のとおりです。
3	平面図、立面図、断面図それぞれに増築等に係る部分を明示することが規定されているが、建築基準法施行規則第１条の３第６項の規定により、増築等に係る部分をこれらの図面のうちいずれかに明示すれば足りるか。	平面図、立面図、断面図それぞれにおいて増築等に係る部分がわかるよう図面を作成する必要があります。
4	増築等に係る確認申請時には、増築等に係る部分のみの図面ではなく、増築等に係る部分を明示した建築物全体の図面が必要なのか。	貴見のとおりです。